

令和4年度島田市移住促進Web広告配信業務委託仕様書

1 業務名

令和4年度島田市移住促進Web広告配信業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日

3 業務目的

島田市では平成31年4月から、「マーケティング的思考」と「デジタル技術」を活用するデジタルマーケティングの手法を導入し、島田市の様々な施策における効果の最大化を図るための取組を開始した。令和2年度には、デジタルマーケティングに活用できるウェブサイトの構築を目的として、子育て、観光、お茶、ふるさと寄附金、移住の各分野におけるウェブサイトの機能強化業務を実施し、その一環として、移住・定住ポータルサイト「住んでご島田」の機能強化を行った。

本業務は、昨今の地方移住の機運の高まりを捉え、メインターゲットである20代から40代の子育て世帯を中心に、移住候補地としての島田市の認知度の向上と島田市への移住関心層の拡大を図ることを目的とする。

4 業務概要

本業務は、移住検討層を対象に島田市への移住を促進するためインターネット上で広告配信を行うものである。

5 委託内容

(1) 広告配信

ア 基本的事項

- ・①移住候補地としての認知度の向上と、②「住んでご島田」上での移住イベント等の告知ページへの訪問件数増加及び参加申込み件数の増加を図ることを目的とする。
- ・島田市が提供する動画、画像等を活用し、広告を配信すること。なお、島田市保有の動画については、以下URL先のYouTubeチャンネルより確認可能。

○住んでご島田

(https://www.youtube.com/channel/UCvfZ54aLCwN_sfpV36BIRoQ/featured)

- ・島田市は、次の日程で移住イベント等の開催を計画している。

	実施日	名称
1	令和5年2月16日 ～20日	島田市移住体験ツアー
2	令和5年3月5日	島田市・川根本町合同移住セミナー
3	令和5年3月11日	島田市オンライン移住相談会

- ・広告配信先は国内（上記①の認知度向上については全国を対象に、②の告知については主に東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を対象に想定）とする。
- ・配信にあたっては、セグメンテーションとターゲティングの仮説を目的別にそれぞれ設定すること。
- ・本市の保有するリマーケティングリストの活用を検討すること。
- ・広告プラットフォームについて
 - ①対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、島田市と協議の上、決定するものとする。
 - ②複数利用も可能とする。
 - ③提案する広告プラットフォームについて、他のプラットフォームとの違いや優位性等選択した理由を説明すること。
- ・広告の掲載・配信をするために効果的な設定を行い、かつ、広告の実施状況を確認するため、広告プラットフォーム上管理画面のIDとパスワードを島田市に付与すること。
- ・Google 広告を使用する場合は、島田市保有の MCC（マイクロクライアントセンター）アカウントと連携し、島田市において広告配信のデータを蓄積するものとする。なお、Google 広告以外の広告においても同様に、データ蓄積可能なものは島田市にデータが蓄積できるように設定すること。
- ・見込み客リストを蓄積し、必要があれば分析に使用するタグの連携設定等を適切に行うこと。
- ・WEB サイト上でデータ蓄積のためのタグを設置する際は、島田市の指定する Google タグマネージャーを活用すること。その際、タグマネージャーの設定は受託者が実施すること。

イ 配信方法

- ・本業務の目的（島田市の認知度の向上、住んでご島田への訪問数や島田市が開催する移住イベント等への参加申込みの増加）を達成できるような配信手法を提案し、島田市と協議の上、決定すること。
- ・広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※2」「アドフラウド※3」「ブランドセーフティ※4」については、島田市に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うことが望ましいと考える。具体的な対策の内容については、島田市と

協議の上、決定するものとする。

※2 ビューアビリティ：広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。

※3 アドフラウド：広告が“機械”ではなく、“人”に対して表示されているか。

※4 ブランドセーフティ：広告が適切なサイトやコンテンツに表示されているか。

ウ 誘導先 (LP)

- ・誘導先 (LP) は、①認知度向上については「住んでご島田」(<https://iju-shimada.jp/>) トップページ、②移住イベント等の告知については「住んでご島田」内に設けるイベントの告知ページ※5 を想定している。

※5 イベント告知ページは、実施日のおおむね3週間前を目途に公開する。

エ KPI・目標等

- ・誘導先 (LP) での滞在時間やセミナーへの参加申し込み等の最適化を図るうえで、最適な指標を設定し、K P Iとして相応しいものを提案すること。
- ・本事業における広告配信の目標となる項目等を設定すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・Web サイト内で設定した項目に関しては、市の指定した Google アナリティクス上で目標設定を行い、数値を計測すること。

オ 広告配信時期

- ・広告配信時期については、イベント開催日の1月前から開催日前日までの間で、島田市と協議の上、決定する。

(2) 効果測定及び報告業務

- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。
- ・来年度以降の運用を見据え、業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。
- ・広告配信や Web サイト閲覧等について、広告の表示回数、広告クリック数、Web サイト等の閲覧回数、CPC、CPA、Cost 等の費用、閲覧者・視聴者の属性（性別、年齢、地域、特性等）を分析しながら、定期的かつ島田市の求めに応じて報告するとともに、必要に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を島田市と協議の上、実施すること。
- ・今後もデジタルプロモーションを行うことを念頭に、「リマーケティング（またはリターゲティング）タグ※6」を利用したアクセス者分析を行うため、「見込み客リスト」の蓄積を行うこと。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

- ※6 リマーケティング（またはリターゲティング）タグ：特定の動画やウェブサイト等を視聴・閲覧したインターネット利用者等に対して、広告を表示できる機能。

6 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、島田市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号）を遵守しなければならない。
- ・島田市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

7 成果品

- (1) 提出物
 - ・分析結果報告書【電子データ（PDF）】
 - ・実績報告書（A4判）【電子データ（PDF）】
 - ・制作した画像等の電子データ
- (2) 提出場所
島田市地域生活部 市民協働課
- (3) 提出期限
令和5年3月31日

8 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは島田市と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- ・業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- ・各業務に係る編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・各種アカウント作成時には、島田市の承認を得ること。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、島田市の承認

を得ること。

- 各業務の詳細について島田市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に島田市に報告すること。
- 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、島田市に提出すること。
- 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、島田市が承諾した場合はこの限りでない。